

地獄十王思想

と道教

1. 地獄という概念のはじまり

道教では地獄・十王の概念が説かれるが、これらは道教の独自の概念ではなく、仏教を介在して流入したインドの宗教文化からの影響による。

地獄の概念は、セム族の神話の影響を受けて、インドでは紀元前10世紀以降、後期ヴェーダ文献にあらわれる。『シャタバタ＝プラフマーナ』をはじめとする經典には、死後世界の王ヤマ（仏教における閻魔王の原形）による裁判や地獄に関する言及がみられ、『マハーバーラタ』に至ると刀葉樹や叫喚地獄といった、後世馴染み深いモティーフがすでに数多く登場する。仏教の地獄概念はそのようなインドの宗教環境を下敷きとして徐々に構築された。したがって、地獄を説く仏典は、その成立時期が一様ではないために、必ずしも相互に整合性のある形で地獄を説明したわけではなかった。『中阿含經』所載の「五天使經」では、地獄は四門大地獄を中心に、その東西南北の門外に一つずつの地獄が置かれる、シンプルな構成が示される。一方で『正法念處經』は八大地獄のそれぞれに16前後の別所が付随する、壮大な構成となっている。また『三法度論』では熱地獄・寒地獄に加えて辺境に孤立して立地する「辺地獄」という非体系的な概念まで登場する。

2. 地獄という概念の中国での展開

これらの雑多な地獄の概念はしかし、中国に導入される際に成立の前後関係が考慮されることはなかった。仏教の伝来に伴って中国に地獄という概念が流入したのは、後漢時代と考えられている。この時代に中国語訳された『問地獄事經』や『十八泥梨經』（泥梨＝地獄）といった仏典を通じて紹介された地獄は、その後も継続的に中国語訳される仏典によって、徐々に認知されていった。

生前なした悪行の報いとして転生する呵責の世界は、それまでの中国の冥界概念にはないタイプのものだった。中国文化の最も古典的な冥界である黄泉は、裁判や責苦と無縁であるばかりか、死者が多く集い社会を構成するようなものではなく、個々人の埋葬地のイメージを強く残している。中国において死者の魂

が向かうとされた山の代表格である泰山や華山もまた、当初は峻烈な断罪の地ではなかった。しかし地獄という概念は、やがて中国の宗教文化に深く根を下ろすことになる。

中国の冥界が裁判と結びつくようになるのは、羅鄧山にある冥界の王都・鄧都をめぐってのことであったようだ。羅鄧山はもと中国世界の北方にあると想像された靈山で、鄧都大帝が治めるこの山は、六朝・晋代の葛洪『抱朴子』にすでに冥界としての記述がある。これにやや遅れる六朝・梁代、道教理論体系化の功績者である陶弘景の撰述した『真誥』の闇幽微篇は、冥界の機構について論じた一篇で、ここに死者の審判を行なう鄧都の官僚機構として、鄧都六天宮が語られる。さらに唐末の杜光庭『道教靈驗記』卷14に至ると、羅鄧山には亡者が前世の罪を贖う施設である二十四獄があるとされた。二十四獄は山の上下と内部に分かれてそれぞれ八獄ずつあるといい、仏教の八大地獄十六小地獄説のバリエーションという印象がある。

地獄を世界観に取り込んで後の道教は、さまざまな道典で地獄について言及している。なかでも『太上慈悲道場消災九幽法懺』などにみられる九幽地獄は、鄧都二十四獄と並ぶ道教の重要な地獄觀となった。仏教の八大地獄が地下に層状に重なって存在するのに対し、九幽地獄は中央および八方と水平に展開しており、方位を重んじる道教らしい構成である。また後世、おそらく宋代頃までに、羅鄧山が四川省鄧都県に実在する平都山と同一視されるようになると、伝統的な冥界だった泰山に想定された泰山地獄は、南の羅鄧地獄に対する北の地獄として認識されるようになった。

慈恩寺および三階院に描かれた張孝師筆の地獄変・化度寺の盧稜伽筆地獄変・景光寺の吳道子筆地獄変などの寺院（仏教寺院）壁画としてばかりではなく、道觀（道教寺院）においても、泰山山麓で東嶽大帝を祀る岱廟に描かれた吳道子筆の地獄変など、唐代すでに地獄図は主に壁画として描かれたが、西域の石窟寺院の断片的な壁画を除いて焼失等により現存しない。

3. 十王信仰の展開

さてしかし、冥界をめぐる仏教と道教の親密な結びつきを最も明確に示すのは、十王（十殿閻王）をめぐる信仰においてだろう。

十王とは死者の生前の行いを裁く十人の裁判王のことであり、このうちの5番目の王が仏教を代表する冥界王である閻羅王（=閻魔王）、7番目の王が道教世界を代表する冥府神の一人である泰山府君に由来する太山王（=泰山王）であることからも分かるように、道仏両教の混交によって成立した概念ということができる。

仏教における十王の概念は『預修十王生七経』や『地蔵菩薩發心因縁十王経』で確認することができる。このうち前者が唐末の成立と推定されるのに対し、後者は用語面から日本での偽作とされる。しかし後者もまたその原形は中国で形成されていた可能性が高い。これらの經典によれば、人間は死後7日ごとに49日目まで7回の裁判を受け、さらに百日目・1年目・3年目の3回、都合10回の裁判を受け、生前の行為の善悪がつぶさに審理された後に次なる転生先が決定されるという。この10回の裁判をそれぞれ担当するのが十王である。道教においても、『太上救苦天尊説消愆滅罪經』『元始天尊説酆都滅罪經』『地府十王拔度儀』が語る十王は『預修十王生七経』のそれと同名・同順序であり、密接な関係がうかがえる。

十王信仰は、10回に及ぶ死後裁判の当日に遺族が追善供養したり、自らの死後の追善を預修斎として生前に行なうところに眼目があった。この十王信仰の本尊として十王像や十王図がしばしば制作された。ただし道教と仏教の説く十王に本質的な違いがないため、現在も道觀（道教寺院）に安置される近世以降の彫像や画幅を除けば、現存するとの作品が道教に由来するものであるのか特定することは難しい。奈良国立博物館所蔵の陸信忠筆十王図〔作品160〕は、10幅本十王図としては最も古い南宋13世紀に遡る作例である。おそらく仏教徒のために描かれたものと思われるが、当時の道教における十王図も同様の表現であった可能性が高い。神奈川県立歴史博物館所蔵の十王図〔作品162〕もほぼ同時期の作例で、追善供養の状況を視察するために十王が地上へ派遣する冥使（直府使者・監斎使者）が描かれており、十王信仰の意義をよりよく示している。道教の文脈から描かれたことが確実な十王図の古例としては、鎌倉国宝館所蔵の明代14世紀の十王図〔作品164〕が挙げられる。十王の着座する殿舎の庇に「八殿 平等王」といった具合の書き込みがあり、十王を「第〇殿」と数える道教特有の方式を確認することができるこの作例も、十王や冥官の手前で責苦が展開するという点に

おいて仏教系の十王図と大差ない。

4. 『玉歴至宝鈔』と地獄・十王

十王という概念は冥界に時系列を導きいれ、そこを巡歴する発想を促す。こうした十王信仰を地獄の概念と緊密に結びつけ、道教の十王・地獄概念を最も包括的かつ通俗的にまとめたものが『玉歴至宝鈔』である。『玉歴至宝鈔』は南宋初期に初刊されたとも伝えられ、清代以降現代に至るまで盛んに刊行されてきた善書で、現代に至るまで一般の人々が抱く道教的冥界のイメージを強く規定してきた。内容的には十殿とその管轄化に置かれる地獄・冥界、およびそれらを管理する十王の職務について説かれ、そこには死後、転生を終えるまでの巡歴の手順を見出すことができる。基本的な枠組みは仏典の記述を参考にしたらしく、十王の名称は秦広王・楚江王（『預修十王生七経』では初江王）・宋帝王・五官王・閻羅天子・卞城王（同・變成王）・泰山王（同・太山王）・都市王・平等王・転輪王（同・五道転輪王）と『預修十王生七経』と同一か近い音韻の名称が採られている。地獄の名称も第二殿から第九殿までに一つずつ充てられる大地獄（活・黒縄・合・叫喚・大叫喚・熱惱・大熱惱）は明らかに仏教の八大地獄に由来するし、それぞれの大地獄に16の小地獄が付随していることも同じ影響である。しかし一方で『玉歴至宝鈔』には道教が新たに付加した冥界の情景も少なくない。

『玉歴至宝鈔』によれば、秦広王の治める第一殿の本殿右には墓鏡台があり、亡者の生前の悪行を映し出すという。これは『預修十王生七経』が五七日の閻羅王の条で語る業鏡の記述からの影響が感じられる。閻羅王の治める第五殿には望郷台があり、亡者はここから故郷を眺めるという。転輪王の治める第十殿は施設に関する記述が著しく、まずは金・銀・玉・石・木板・奈河の6つの橋があり、転生先が定まった亡者がその行く方に応じてこれらを渡ってゆくという。人道への転生が定まった亡者は六橋の外にある醜忘台へ送られ、前世の記憶を奪う迷魂湯を孟婆神から飲まされる。また転劫所では悪行をなした亡者を畜生道に墮す手続きがなされ、墮畜生道が定まったものは醜にされ十万八十ある小道のいずれかを通じて現世へ転させ、畜生道での劫期を全うしたものは改めて醜忘台へ送致のうえ人道へ転生

させるという。第十殿右には枉死城があり、ここに収容されて責
苦を受ける加害者の魂を見て、被害者の魂が怨恨を解くという。

『玉歴至宝鈔』がまとめあげた冥界のイメージは、現代なお盛
んな篤志家による無料刊行によって人々に普及し、身近で日常的
なものとなっている。

(愛知教育大学准教授)